

## 独立行政法人理化学研究所法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、独立行政法人理化学研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

#### 二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人理化学研究所とすること。

#### 三 研究所の目的

独立行政法人理化学研究所（以下「研究所」という。）は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とすること。

### 四 事務所

研究所は、主たる事務所を埼玉県に置くこと。

## 五 資本金

1 研究所の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とするともに、研究所は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、政府は、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができるとすること。

2 政府は、土地又は建物その他の土地の定着物を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

## 六 出資証券

研究所は、出資に対し、出資証券を発行すること。

## 七 持分の払戻し等の禁止

研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができないとすること。

## 八 名称の使用制限

研究所でない者は、理化学研究所という名称を用いてはならないとすること。

## 第二 役員及び職員

### 一 役員

研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、理事五人以内を置くことができるものとする。

### 二 理事の職務及び権限等

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理すること。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とし、ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

3 理事が置かれていないときに、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならないとすること。

### 三 役員の任期

1 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む中期目標の期間の末日までとし、中期目標の期間が

変更されたときは、変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

2 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とし、理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとすること。

3 監事の任期は、二年とすること。

#### 四 役員 of 欠格条項の特例

1 通則法第二十二條に定めるもののほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害關係を有するもの等は役員となることができないものとする。

2 研究所の役員 of 解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、所要の読替えを行うこと。

#### 五 役員及び職員 of 秘密保持義務

研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職務を退いた後も、同様とすること。

## 六 役員及び職員 の地位

研究所の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

## 第三 業務等

### 一 業務の範囲

研究所は、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。
- 2 1の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。
- 4 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 5 1から4までの業務に附帯する業務を行うこと。
- 6 1から5までの業務のほか、特定放射光施設の共用の促進に関する法律第八条に規定する業務を行うこと。

## 二 積立金の処分

1 研究所は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができるものとする。

2 文部科学大臣は、1の承認をしようとするときは、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

3 研究所は、1の積立金の額に相当する金額から文部科学大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならないものとする。

## 三 長期借入金

1 研究所は、文部科学大臣の認可を受けて、一の1若しくは2又はこれらに附帯する業務に必要な長期借入金をすることができるとすること。

2 研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

ないものとする。

3 文部科学大臣は、1及び2の認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとする。

#### 第四 雑則

##### 一 研究所の解散時における残余財産の分配

研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

##### 二 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

##### 三 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

研究所の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。

#### 四 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、研究所の役員及び職員には適用しないこととする。

#### 第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

#### 第六 附則

##### 一 施行期日

この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

##### 二 理化学研究所の解散等

1 理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時に於いて解散するものとし、国に承継させる資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて研究所が承継すること。

2 研究所の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、研究所の成立の時に於いて国が承継すること。

3 1により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び研究所が承継

する資産の価額の合計額から研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、政府以外の者から研究所に出資されたものとする事。

4 1により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、3により政府以外の者から研究所に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとする事。

三 その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正するとする事。